

〔論 文〕

BEPS 包括的枠組みが提案した Pillar 2 の立法化

— 最低法人税率の全世界的導入 —

菊 谷 正 人 (法政大学名誉教授)

酒 井 翔 子 (喜悅大学教授)

I. はじめに

従来、国際課税の主な問題は「国際的二重課税」(international double taxation)と「国際的租税回避」(international tax avoidance)であったが、今世紀に入り、国境を越えた経済のデジタル化(digitalisation of the economy)に伴い、市場国・ユーザー国で電子商取引を通じて経済活動を行う多国籍企業(multinational enterprises: 以下、MNE と略す)が国際的な税制の隙間を巧みに利用したタックス・プランニングを行使することにより、居住地国(country of residence)でも源泉地国(source country)でも課税されない「国際的二重非課税」(international double non-taxation)が世界的に大きな政治・社会問題となっている⁽¹⁾。

グローバルに事業展開している MNE の経済活動実態に比べて、極めて低い法人税しか納税していない「国際的二重非課税」に対抗するために、経済協力開発機構(以下、OECD という)が「税源浸食と利益移転」(Base Erosion and Profit Shifting: 以下、BEPS と略す)のプロジェクトを 2012 年 6 月に設置し、「国際的二重非課税」の構造的欠陥の検討を開始した。2013 年 7 月には、MNE の国際的二重非課税スキームを抑制するための 15 の行動計画から成る「BEPS 行動計画」(Action Plan on BEPS)を公表し、2015 年 10 月には「2015 年 BEPS 最終報告書」(BEPS 2015 Final Report: 以下、「BEPS 最終報告書」という)を取りまとめている⁽²⁾。

ただし、「BEPS 行動計画 1」の対象となっていた「デジタル経済の課税上の課題への対応」

(Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy)の一部は、2015 年 10 月公表の「BEPS 最終報告書」では結論を持ち越されていたので、経済のデジタル化から生じる税制上の課題を継続的に検討するために、「BEPS に関する OECD / G20 包括的枠組み(包括的枠組み)」(OECD / G20 Inclusive Framework on BEPS (Inclusive Framework): 以下、「BEPS 包括的枠組み」と略す)が 2016 年に設置された(菊谷 [2022] 17-18 頁)。

「BEPS 包括的枠組み」は、「経済のデジタル化に起因する税制上の挑戦」(tax challenges arising from the digitalization of the economy)の成果として、『デジタル化に起因する税制上の挑戦—第 1 の柱の青写真に関する報告書 BEPS に関する包括的枠組み』(*Tax Challenges Arising from Digitalisation—Report on the Pillar One Blueprint Inclusive Framework on BEPS*: 以下、Pillar 1 という)および『デジタル化に起因する税制上の挑戦—第 2 の柱の青写真に関する報告書 BEPS に関する包括的枠組み』(*Tax Challenges Arising from Digitalisation—Report on the Pillar Two Blueprint Inclusive Framework on BEPS*: 以下、Pillar 2 という)を G20 の要請により 2020 年 10 月 9 日に公表している。

Pillar 1 では、すべての管轄地域間で経済活動の「公平な競争条件」(level playing field)を確保し、課税権のより公平かつ効率的な配分(a fairer and more efficient allocation of taxing rights)を実現するために、企業の経済活動の物理的拠点(physical presense)である恒久的施設(permanent establishment: 以下、PE と

略す) がない市場国・ユーザー国に課税権の一部を与える「新課税権の創設」が提案されている。つまり、国境を越えて電子商取引を活用できる MNE の利益の一部が、その親会社のある国(居住地国)から市場国・ユーザー国(源泉地国)に再配分される大胆な改革案である。

Pillar 2 では、国際的に営業している大規模事業者 (large internationally operating businesses) が少なくとも最低レベルの税金を支払うことを保証し、各国における法人税率の引下げ競争に歯止めをかけるために、各国・地域の租税基盤を保持できる世界共通の「最低法人税率」(minimum corporate tax rate) の導入が提案されている。

本稿では、Pillar 2 で提案されている具体的内容を管見し、わが国の税制に影響を与えた影響、とりわけ立法化の経緯を検討する。

II. Pillar 2 (世界共通の最低法人税率採用) のための基本的規則

1. 全世界的税源浸食対抗策 (GloBE) の構成規則

各国における法人税率の引下げ競争に歯止めをかけるために、「BEPS 包括的枠組み」が作成し、OECD 事務局が 2020 年 10 月 9 日に公表した Pillar 2 は、世界共通の最低法人税率を採用するための「全世界的税源浸食の対抗策」(Global Anti-Base Erosion : 以下、GloBE と略す) を提案した。その後、GloBE 情報報告書 (GloBE Information Return) と国別報告 (Country-by-Country Reporting) のデータに基づくセーフハーバー制度が導入され、3 年間の簡易的な税額算定を認める措置が講じられた (OECD [2022] sec.1)。2023 年 12 月には、『GloBE 模範規則：運用指針』(GloBE Model Rules: Administrative Guidance) において、GloBE の具体的な運用方法が各国の税務当局や企業に対して示された。

経済のデジタル化に伴う BEPS 対抗策の原案である Pillar 2 は、国際的に営業活動を行っている大規模事業者、すなわち MNE における本社所在地または営業活動の課税管轄地に関係な

く、MNE グループに対して最低レベルの税金 (a minimum level of tax) を支払うように設計され、下記事項を要求する (Pillar 2, para.8)。

- (i) 二重課税または経済的利益がない場合には課税を避けるが、基本的に最小限の課税 (minimum taxation) を確保する。
- (ii) 企業による異なる事業モデルと同様に、課税管轄地域による異なる租税制度設計 (different tax system designs) に対処する。
- (iii) 透明性と公平な競争の場 (transparency and a level playing field) を確保する。
- (iv) 行政コストと遵法コスト (administrative and compliance costs) を最小限に抑える。

この要求を達成するために、GloBE 規則は「所得合算規則」(income inclusion rule : 以下、IIR と略す) とそれを補完する「低課税負担規則」(undertaxed payments rule : 現在、「輕課税所得規則」(undertaxed profits rule) という。以下、UTPR と略す) により支えられている。さらに、IIR を支える規則として「切替え規則」(switch-over rule : 以下、SOR と略す)、UTPR を支える規則として「課税対象規則」(subject to tax rule : 以下、STTR と略す) が示され、当初は租税条約 (tax treaty) によって補完されていた。その後、制度設計の進展により、2023 年 10 月に STTR は、『第 2 の柱における課税対象規則を実施するための多国間条約』(Multilateral Convention to Facilitate the Implementation of the Pillar Two Subject to Tax Rule : 以下、MC-STTR と略す) として最終規則化され、源泉地国の課税権を確保する独立した Pillar 2 構成要素として条約ベースで制度化された。これにより、(MC) STTR は UTPR を補完する補助的規則に留まらず、各国の租税協定ネットワークに自動的に組み込まれる国際的課税権ルールとして機能することとなった (OECD [2023b] p.1)。図 1 では、GloBE 規則を構成する規則の関連が示されている。

Pillar 2 は、MNE がどの国・地域に営業活動の主要な拠点を設置しているのかに関係なく、世界共通の「最低法人税率」を導入することにより、「公平な競争条件」を確保し、二重課税を回避するための GloBE 規則の構築に取り組ん

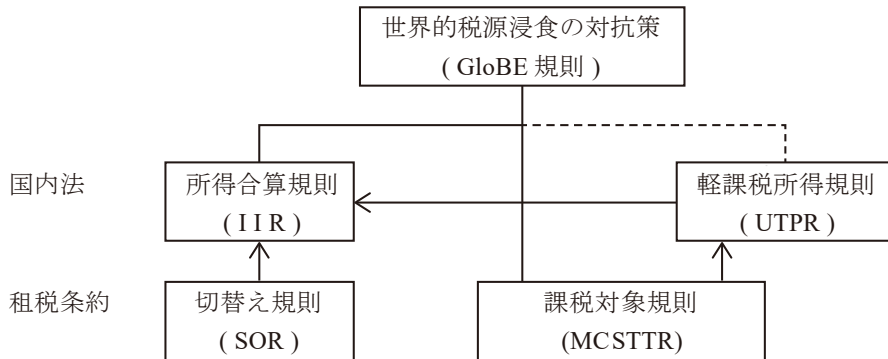


図1 全世界的税源浸食対策の構成規則

出所：菊谷正人〔2022〕10頁一部修正。

でいる。吉村政穂〔2022〕20頁）も指摘するように、Pillar 2は「国際的に合意された最低法人税率」をMNEグループに課し、租税競争を制限するという野心的な取組みであり、法人税率の引下げ余地の乏しい先進国にとって福音をもたらすプロジェクトである。

2. 所得合算規則（IIR）の具体的内容

IIRは、いくつかの点で、従来の被支配外国法人（controlled foreign corporation:以下、CFCと略す）対策税制の原則に基づいて運用されており、CFCの所得が実効最低税率（effective minimum tax rate）を下回る税率で課税されている場合には、株主（日本の親会社等）レベルにおいて合算課税される（Pillar 2,para.9）。

CFC対策税制は、従来、わが国では「タックス・ヘイブン対策税制」と呼ばれ、現在、「外国子会社合算税制」と称されている。タックス・ヘイブン（軽課税国等）に所在する子会社が留保した所得のうち、株主である内国法人の有する持分に対応する金額も、本国と同じ税率で合算課税されるので、国際的租税回避の対抗措置として創設されている。

IIRにおいても、親会社が軽課税国等に配置した子会社等の所得に係る持分に応じた部分に対して、「合意された最低税率」（the agreed minimum rate）まで課税を行使できるルールである。最低税率に達しているか否かは各国・地域の「実効税率」（effective tax rate:以下、ETRと略すこともある）により判定され、そのETR

と「合意された最低税率」との差額分が親会社に追加課税されることになる。つまり、子会社の税負担が「合意された最低税率」に満たない場合には、親会社所在国・地域が当該親会社に課税することができる。

なお、租税条約が免税方法の使用を締約国に義務付けている場合には、SORが特典制限条項（Limitation of Benefit:LOB）としてIIRを補完する（Pillar 2,para.9）。

たとえば、最低法人税率で課税されていない場合、租税条約を適用するSORによって、国外所得免除方式を採用する国がタックス・ヘイブンにおけるCFCを合算するに際し、外国税額控除方式に切り替えられる措置を講じて、IIRを補完することができる。

3. 軽課税所得規則（UTPR）の具体的内容

UTPRは、事業体（親会社等関連会社）がIIRの対象になっていない場合にのみ適用され、二次的な規則である。UTPRは、IIRへの安全装置として役立つので、規則セットの重要な部分であり、公平な競争条件を確保することができる（Pillar 2,para.10）。

たとえば、CFCへの支払いが最低法人税率未満で課税されている場合には、所得控除の否認または源泉徴収課税を行うことによって、課税公平が確保される。UTPRは、IIRを適用できない場合に、持分比率に応じて「合意された最低税率」までの法人税を配分するルールである。つまり、親会社所在国・地域がIIRを実施しな

い場合、子会社所在国・地域（源泉地国）による UTPR が適用され、当該子会社に課税するので、MNE グループ全体に追加課税することになっている。

さらに、UTPR を補完するために租税条約の特典否認ルールとして設けられている STTR によって、名目課税の対象とならない課税管轄地域または低い税率の対象となる課税管轄地域に対する条約上の恩典 (treaty benefits) を拒否することは、とりわけ、行政能力の低い源泉地国が課税標準を保護するのに役立つ (Pillar 2, para.11)。

STTR は、他の契約管轄区域における低い名目税率を利用するグループ内支払い (intra-group payments) に係る BEPS により生じる源泉地国のリスクを対象とする租税条約上の規則である。STTR によって、対象となる支払いに対して「合意された最低税率」まで追加的な税金を源泉地国は課すことができる。STTR に基づいて課せられる追加的な税金は、IIR と UTPR のために実効税率を算定する際に考慮される (Pillar 2, para.20)。

要するに、STTR は、関連当事者間の支払い (利子・使用料等の控除可能支払い) が受取人の管轄区域において最低税率未満で課税されている場合、源泉地国における最低税率までの課税が認められるルールである。特定のグループ内支払いが最低税率で課税されていない場合には、一定の所得項目に対して条約特典を調整することによって UTPR を補完することになる。

ただし、グローバル・ミニマム課税の国際的実施については、特に UTPR に対する米国ランプ政権の強い反発によって、将来のあり方に不確定性が増し、経過的 UTPR セーフハーバー (1 年以内の UTPR トップアップ課税の額をゼロとみなす措置) の延長・恒久化といった一時的妥協を含め、これからの展開には予断を許されない (吉村 [2025] 78 頁)。

4. 適格国内ミニマムトップアップ税(QDMTT)の具体的内容

Pillar 2 公表後の 2021 年 10 月 8 日に「BEPS 包括的枠組み」は、「経済のデジタル化に基因す

る税制上の課題に対処するための二本柱の解決策に関する声明」(Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy: 以下、「2021 年声明」という) を公表し、各国が国内での最低税率賦課を目的として「適格国内ミニマムトップアップ税」(Qualified Domestic Minimum Top Tax: 以下、QDMTT と略す) の導入を提議した。つまり、MNE グループに属する自国内の会社に対して、国内の実効税率が「合意された最低税率」に至るまで課税する措置が提案されている。

「2021 年声明」で提案された QDMTT は、他国の IIR と UTPR に優先し、自国内の ETR が「合意された最低税率」に至るまで課税できる仕組みとして国際的に論議されていた (水野 [2025] 100 頁、118 頁)。わが国においても、令和 6 年度 (2024 年度) 税制改正で創設方針が明示され、令和 7 年度税制改正により、適格国内ミニマム課税制度として令和 8 年 4 月以後に開始する対象会計年度から施行されている (国税庁 [2025] 1-3 頁)。

国際同意に沿った QDMTT は、MNE グループに属する自国内の会社に対して、自国内の ETR が「合意された最低税率」に至るまで課税する「国内ミニマム課税」である (吉村 [2022] 20-21 頁)。

QDMTT を導入していれば、他国から見た自国内の会社に係る「合意された最低税率」に満たない部分の金額 (上乗せ税額) はゼロとみなされる。QDMTT は、他国による IIR や UTPR の適用を防止することができるので、国外への財源流失を防ぐ機能を有する措置である (水野 [2025] 100 頁、118 頁)。

つまり、源泉地国による課税 (QDMTT) はトップアップ税額配分の第 1 位に立ち、自国内の企業に対するトップアップ課税を他国の IIR または UTPR から防御することを意味する。国ごとにトップアップ税額 (上乗せ税額) を算出するに当たって税額控除される QDMTT は、Pillar 2 の重要な構成要素となっている (吉村 [2023] 71 頁)。

5. GloBE 対象企業の境界値と課税標準の算定基準

(1) GloBE 対象企業の境界値

GloBE 対象範囲は、連結グループ内の MNE グループとその構成事業体に適用し、該当する共通の財務会計基準に基づいて決められる。Pillar 2 (para.12) の提案によれば、GloBE 対象企業は、年間総収益の境界値である 7 億 5,000 万ユーロ (2026 年 2 月現在、およそ 1,380 億円) 以上の事業者にのみ適用される。

ただし、投資・年金基金を含む特定の親会社、政府資産ファンド等の政府機関、国内税法に基づく非課税または免税の恩恵を受ける国際団体・非営利団体は、GloBE 対象外である (Pillar 2, para.13)。

「BEPS 包摂的枠組み」が 2021 年 10 月 8 日に最終結論として公表した「国際社会がデジタル時代のために新規開拓的な租税協定を批准する」(以下、「2021 年最終結論」という)においても、GloBE 規則は 7 億 5,000 万ユーロを超える収益の会社に適用されることになった (OECD [2021b] p.1)。

2025 年の段階においても、この閾値 (threshold) は継続されており、これまでに、65 を超える管轄区域 (jurisdictions) がすでに GloBE ルールまたは QDMTT の実施、もしくは実施に向けた具体的措置を講じている (OECD [2025a] p.6)。

(2) 課税標準の算定基準

GloBE 対象企業の課税標準を算定する場合には、多国籍企業グループの親会社 (the parent of the MNE Group) の連結財務諸表 (consolidated financial statements) を作成するために利用した財務会計基準に基づく財務諸表 (financial accounts) が採用される (Pillar 2, para.14)。

信頼可能かつ承認可能な財務会計基準 (a reliable and acceptable financial accounting standard) としては、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: 以下、IFRS と略す) または IFRS に基づいて作成された連結財務諸表と同等の結果をもたらす「一般に認められた会計原則」(generally accepted ac-

counting principles: GAAP) (以下、「適格 GAAP」という) が適用される。「適格 GAAP」としては、オーストラリア、カナダ、香港 (中国)、日本、ニュージーランド、中華人民共和国、インド共和国、大韓民国、シンガポール、米国等の GAAP が列挙されている (Pillar 2, paras.166-172)。

英国、ドイツ、フランス等の EU 加盟国の会計基準が「適格 GAAP」に含まれていないが、EU では、2005 年から EU 域内の上場企業に対して IFRS による連結財務諸表の作成が強制されていたので、EU における連結財務諸表作成の GAAP として既に IFRS が利用されている (菊谷 [2022] 12 頁)。

共通の財務会計基準を利用することは、課税管轄地域と MNE の双方にとって透明性を促し、「公平な競争競争」を確保し、遵法コストを最小限に抑えることができる。

GloBE 対象企業の課税標準は、対象となる MNE グループの連結財務諸表によって算出される税引前利益 (profit before tax: 以下、PBT と略す) を税務調整して算定される。その場合、グループ内配当、特定費用の損金算入、税控除の対象となる株式に基づく報酬などのように、特定の所得項目 (specific items of income) が課税標準から除外され、当該財務諸表に一定の税務調整が施されることになる (Pillar 2, para.14)。

6. 最低法人税率の決定と実効税率の算定

(1) 最低法人税率の決定

GloBE 対象範囲に該当する MNE は、課税管轄地域における ETR が「合意された最低税率」を下回る場合、超過利益 (excess profits) に対して「合意された最低税率」に達するまで追加的税額を支払わなければならない。国際的に営業活動を行う MNE は、営業している各課税管轄地域で最低レベルの法人税を支払う必要があるため、営業活動の拠点場所に関係なく、共通ベースで同じレベルの追加税制度が保証され、「公平な競争条件」が確保されることとなる (Pillar 2, para.19)。

Pillar 2 は、全世界的に共通する「最低法人税率」を導入することによって、MNE が営業活動の拠点をどの国・地域に配置するのかにかか

ならず、最低限の租税を負担することにより、「公平な競争条件」の確保を目的としている。つまり、各国・地域別に計算された ETR が「合意された最低税率」よりも低い場合には、差額分が追加的に課税される。各国・地域の租税基盤を保証するために用いる「最低法人税率」を全世界的に導入することによって、「法人税率の引下げ競争」を生じさせない国際課税環境が整備され、各国・地域における「法人税率の引下げ競争」の鎮静化が期待されている（菊谷 [2022] 14 頁）。

「合意された最低法人税率」に対しては、2021 年 5 月にイエレン米財務長官が「法人税の底辺競争」を止めるために「15%を下限とする」とする案を示していた。2020 年 10 月 9 日に公表された Pillar 2 を審議・討論するために、2021 年 6 月 5 日にロンドンで開催された G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の共同声明では、法人税の全世界的な最低税率について「少なくとも 15%とする」米国案を支持することで一致した（菊谷 [2022] 15 頁）。

2021 年 10 月 8 日に開催された「BEPS 包括的枠組み」における Pillar 2 の「2021 年最終結論」では、2021 年 6 月 5 日の G7 財務大臣会議で 15% 以上の最低法人税率の国際的導入が判明したので、この具体的な提示に基づいて、15%に設定された世界的な最低法人税率（a global minimum corporate tax rate set at 15%）が追認された。主要国の中で最も低い 12.5%の法人税率を採択していたために、「BEPS 包括的枠組み」の合意を留保していたアイルランドとハンガリーも、15%以上の法人税率の導入に賛同している（菊谷 [2022] 17 頁）。

2021 年 10 月 13 日に G20 財務大臣会議で承認された「BEPS 包括的枠組み」の「2021 年最終結論」は、10 月 30 日に開催された G20 首脳会議で最終合意された。G20 首脳会議で承認・合意された「G20 最終合意書」も、「IIR と UTPR の目的のために用いる最低税率を 15%とする。」（OECD (2021c) p.13）と明記した。「G20 最終合意書」によって、MNE が経済活動の拠点をどの国・地域に配置しているかにかかわらず、最低限の租税負担を課すことにより「公平

な競争条件」の確保を目的として、「税率引下げ競争」が生じないために 15%以上の最低法人税率が全世界的に採用されることになり、EU 諸国を中心として、英国、韓国、わが国においても導入済みである。したがって、過度なグローバルイズムや新自由主義によって 30 年間にわたって続いてきた「法人税率の引下げ競争」は、最低法人税率 15%の全世界的導入によって大きな転換を迎えることになる。

しかしながら、15%の最低法人税率は世界的に通用する妥当な税率であろうか。GAFA を中心とした米国 IT 企業の税負担率が 15.4%（2018 年～2020 年の 3 年間の平均）であったためか、15%という最低法人税率の設定は米国主導による政治的妥協の産物でしかなかったと言わざるを得ない。2017 年度の実質 GDP 上位 20 位の国における ETR は 18%～34%であり、平均 25.856%（およそ 25%）であったので、15%と 25%の中間値である 20%の「最低法人税率」を導入する措置が適切であったのではなかろうか（菊谷 [2022] 18 頁）。

なお、OECD の調査によれば、「BEPS 包括的枠組み」の加盟国における法定法人税率の平均は約 21.2%であり、平均の ETR は約 20.5%であると報告されている。これは、資産種別・償却制度・税控除等を反映した期待値であるが、国際的な典型水準として 20%台前半は十分妥当であるとみられる（OECD [2025a] pp.34-40）。

Tax Foundation (2024) の集計によれば、世界 181 か国における法人税率の単純平均が約 23.85%、GDP で加重平均すると約 25.67%となっていることから、「国際的法人課税改革に関する独立委員会」（Independent Commission for the Reform of International Corporate Taxation）や「EU 税制研究所」（EU Tax Observatory）は、15%案を出発点に過ぎないものとして指摘・批判し、25%程度の最低 ETR の導入可能性を主張している（Enache [2024] ネット記事のためページなし）、Cobham et al [2021] p.8）。これらを斟酌すれば、理論的・実証的観点からは、20%ないしそれ以上の水準が検討に値する。

(2) 各国・地域における実効税率の算定

「合意された最低法人税率」と対比するために、GloBE 規則 (IIR, UTPR, SOR と STTR) の適用に際して各国・地域が利用する「実効税率⁽³⁾」(ETR) は、次のように算定される (Pillar 2, Article 5.1)。

$$\text{実効税率} = \text{税務調整後税額} \div \text{税引前利益}$$

上記 ETR を算定する場合、有形資産の帳簿価額と支払給与の 5 % 相当額を所得金額から控除することができる。ただし、当初 10 年間の移行期間には、有形資産の帳簿価額の 8%、支払給与の 10% 相当額を所得金額から控除できるが、前半 5 年間には毎年 0.2% ずつ段階的に減じ、後半 5 年間には有形資産の帳簿価額に 0.4%、支払給与に 0.8% ずつ段階的に減じられる (OECD (2021 c) p.13)。

したがって、移行期間の初年度における実効税率は下記のように算定され、移行期間の 10 年間にわたって控除率の 8% または 10% を 5% までに減少させることになる。

$$\text{実効税率} = \text{税務調整後税額} \div \{ \text{税引前利益} - (\text{有形資産} \times 8\% + \text{支払給与} \times 10\%) \}$$

ETR を算定する際に有形資産と支払給与の 5 % 以上を課税対象から控除する規定は、租税優遇措置で製造業などを企業誘致してきた新興国から、実際に経済活動を行って雇用があれば最低税率の対象にしないよう求める意見があったのに配慮したものである (日本経済新聞、2021 年 7 月 11 日)。

しかしながら、各企業の有形資産・従業員の構成・規模により当該合計額は異なるので、企業によって ETR も相違することになる。当初 10 年間の移行期間には、有形資産の帳簿価額の 8% 相当額と支払給与の 10% 相当額から段階的に通減・控除されることになったが、移行期間は 5 年から 10 年に延期されている。移行期間が長すぎるために、本来の「公平な競争条件」の確保という目的の達成に時間がかかり過ぎる。移行期間は 5 年に止めるか、あるいは有形資産の帳簿価額・支払給与の 5% 相当額控除は実質的な ETR 算定のために廃止すべきである (菊

谷 [2022] 18 頁)。

なお、ETR は、ある期間から次の期間への「実効税率における一過性の影響」(the impact of volatility in the ETR) を軽減する措置と「定式内容の切放し」(a formulaic substance carve-out) により修正される (Pillar 2, para.16)。

「一過性」に対処する措置は、低い ETR が単に損益認識または租税賦課の「期間差異」(timing differences) の結果である場合には、法人税を課すべきではないという原則に基づいている。したがって、GloBE 規則では、MNE が期間差異から生じる潜在的な一過性を平準化するために、前期に発生した損失または支払われた超過税を次期に繰り越すことができる (Pillar 2, para.17)。

交際費等の損金不算入額、受取配当金の益金不算入額等のように、課税所得計算上と企業会計上、永久に解消されることのない「永久差異」(permanent differences) とは異なり、費用・収益と損金・益金の帰属年度が相違するために、一時的に差額が生じる「期間差異」は将来の課税年度に解消される (菊谷 [2022] 13 頁)。

「定式内容の切放し」とは、課税管轄地域内の実質的な活動の固定的売上を GloBE 規則の範囲から除外する措置である。たとえば、BEPS の影響を最も受けやすい無形資産関連所得のような「超過所得」(excess income) を稼得できる固定的売上を実質的な活動から除外することである (Pillar 2, para.18)。

Ⅲ. わが国税法の対応

1. わが国の CFC 税制の沿革と Pillar 2 に基づく法整備の意義

わが国においては、昭和 53 年 (1978 年) の税制改正により、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) に基づく CFC 税制 (当時、タックス・ヘイブン対策税制と呼ばれていた) が創設された (措法 66 の 6)。低税率国への利益移転を抑制するために、1962 年に米国の内国歳入法 (Internal Revenue Code) の 951 条から 964 条 (いわゆる Subpart F 条項) において、世界で初めて導入されていたが、これをモデルにして立

法化されたタックス・ヘイブン税制は、租税特別措置法関係告示により指定された軽課税国等（全所得軽課税国等、国内源泉所得軽課税国、特定事業所得軽課税国等）に所在する子会社（「特定外国子会社等」）が留保した所得について、内国法人の持分に対応する金額（「課税対象留保金額」）を当該内国法人の所得とみなし、合算して課税する仕組みであった。その後、平成4年（1992年）の税制改正において、制度創設以来採用されてきた「軽課税国等指定制度」は廃止され、代わって租税負担割合基準（現行20%）が導入された。この基準は、外国子会社所在地国における所得課税の実効負担が当該割合以下であるか否かによって、合算課税の適用可否を判断する仕組みであり、制度はより実質的基準へと転換した（川田〔1997〕163-165頁、菊谷〔1997〕299-300頁）。

このように、わが国の CFC 税制（現在、外国子会社合算税制と呼ばれている）は、早くから国際的な軽課税国等を念頭に置き、徐々に高度化してきた制度である。近年には、BEPS プロジェクトを契機にして、CFC 税制・外国税額控除制度・移転価格税制・租税特別措置法の各領域が相互に再編成されてきた。グローバル・ミニマム課税（Pillar 2）は、これらをさらに ETR の包括的な適用へと導いている。Pillar 2 の実装に向けて、わが国では、「BEPS 包括的枠組み」の一員として、段階的な法整備を進めてきた。

すなわち、令和5年度税制改正では、MNE の国外子会社所得を合算課税する IIR が創設され、さらに令和7年度税制改正においては、QDMTT および UTPR が導入された。これらの改正は、OECD が合意した15%の最低税率を国内制度として担保するためのものであり、国際協調の一環として重要であると同時に、課税権の確保という観点からも注目すべき意義を有する。特に QDMTT は、他国によるトップアップ課税を排除し、自国で課税を完結させる仕組みであり、わが国の税源確保のための主権的な措置として重要な役割を担う。

Pillar 2 の理念的基盤は、BEPS プロジェクト以後、国際的に一貫して行われてきた「実質的な租税負担」の平準化にあり、伝統的な租税法

理である「担税力に応じた負担」を国際的に再定義するものである。

2. 令和5年度税制改正における IIR の創設と具体的内容

わが国では、令和5年度税制改正により、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」が創設され、Pillar 2 の主要3軸である IIR・UTPR・QDMTT のうち、IIR の国内法化が行われた（法法4①、6の2、82の2）。すなわち、「特定多国籍企業グループ等」の各所在地国における ETR が国際的に合意された最低基準税率である15%を下回る場合に、その不足部分に対応する税額分を日本所在の親会社等に対して上乗せ課税を行う。具体的には、公共法人を除く「特定多国籍企業グループ等」に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額に法人税が課される（法法4①・②、6の2）。

ここに「対象会計年度」とは、多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結等財務諸表の作成に係る期間であり、「多国籍企業グループ等」とは、最終親会社の下で連結される企業グループのうち、親会社や子会社、または PE 等が複数の国・地域に所在する企業集団をいう（法法82二・三）。「特定多国籍企業グループ等」には、多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち複数の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ以上であるグループが該当する（法法15の2、82四）。

国際最低課税額は、各構成会社等の所得および税負担額を基礎として、所在地国ごとに ETR を算定した上で計算される。国別実効税率が15%の基準税率を下回る場合には、国別グループ純所得から実質ベースの所得除外額を控除した金額に、15%と当該実効税率との差を乗じることにより、国際最低課税であるトップアップ税額が算定される（法法82の2①・②）。

国別の ETR は、当該国・地域に所在する全構成会社等の調整後対象租税額の合計額を国別グループ純所得の金額で除して算定され、実質ベースの所得除外額は、給与等費用額の5%と有形固定資産等の額の5%の合計額とされている（法法82の2②一イ）。

ただし、制度導入当初の経過措置として、令和6年開始事業年度については給与等費用額9.8%、有形固定資産等の額7.8%が適用され、その後9年間かけて段階的に5%へ引き下げられる（令和5年改正法附則14⑤・⑥）。この実質ベースの所得除外額は、ペーパーカンパニーや無形資産のみを利用した利益移転を抑制する一方で、実際に工場や従業員を配置し、実体のある事業活動部分について、一定の配慮を行う趣旨によるものである。

最終的なグループ国際最低課税額は、過年度の税額修正等に伴う再計算国別国際最低課税額、投資会社等の未分配所得に対応する未分配所得国際最低課税額を加算し、他国で課されたQDMTTに相当する税額を控除することによって算定される（法法82の2②一口・ハ）。国際最低課税額に対する法人税は、算定された国際最低課税額を課税標準として、90.7%の税率で計算され、対象企業は原則として対象会計年度終了後1年3か月以内に申告・納付を行うことになる（法法82の4-9）。

3. 令和5年度以降の税制改正におけるCFC税制改正と具体的内容

Pillar 2の導入に伴い、企業の国際税務は、追加的な情報収集やETRの計算、GloBE情報の申告等、事務負担が大幅に増加したことから、既存のCFC税制における事務負担の軽減・制度内の調整が行われた。

まず、外国関係会社における課税対象金額等の合算時期に関しては、IIRの計算・申告準備に時間を要するために、「外国子会社の事業年度終了の日の翌日から経過する日」を2か月から4か月に延長された（措法66の6）。

次に、Pillar 2に基づくETRの算定方法との整合性を図るために、繰延税金に係る法人税等調整額の一部を被配分繰延対象租税額として調整後対象租税額に含める改正が行われた（法令155の35①、法規38の28）。Pillar 2におけるETRの計算が従来の税務会計のみならず、税効果会計を含む財務会計ベースで行われることから、CFC税制に関連して計上される繰延税金についても考慮されている。

さらに、Pillar 2のトップアップ税と従来CFC税制との二重調整を防止するために、控除対象外国税額の整理が行われ、「国際最低課税残余額に対する法人税」は、外国税額控除の対象から除外された（措法66の7④一）。また、添付・保存書類の簡素化として、株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書、貸借対照表・損益計算書に係る勘定科目内訳明細書が提出・保存対象から除外されている（措規22の11⑧）。

このように、令和5年度以降の税制改正は、現行のCFC税制（外国子会社合算税制）とPillar 2との制度的整合性を図るための過渡的調整として位置づけられる。

4. 令和7年度税制改正におけるUTPRとQDMTTの創設と具体的内容

(1) UTPRの創設

令和7年度税制改正では、UTPRとQDMTTが国内法化され、令和8年4月1日以後の事業年度から適用されている。このうち、UTPRは、IIRによる課税を補完する「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税」として法的に整備された（法法4①③、6の3、82の11、令和7年改正法附則13）。

国際最低課税残余額に対する法人税は、IIRによって回収されなかった残余のトップアップ税額について、子会社所在地国側で課税する制度であり、たとえば、軽課税国等に所在する親会社に対してIIRが十分機能しない場合、その不足部分について子会社所在地国で追加課税が行われる。

UTPRにおける課税額は、国内グループ国際最低課税残余額に対して、従業員数および有形資産額を基礎とする一定割合を乗じて配分計算される（法法82の11②、法令155の59）。

課税標準となる国際最低課税残余額の算定においては、グループ全体のトップアップ税額から、既にIIRやQDMTT等によって回収された部分を控除するとともに、共同支配会社等については最終親会社に帰属する部分のみを対象とすることにより、トップアップ税額を複数国で取り合うような二重課税を防止する仕組みが採られている（法法82の11②、法令155の59⑥・

⑦)。

各対象会計年度の法人税額は、国際最低課税残余額に 90.7%の税率を乗じて算定される（法 82 の 13、145 の 4）。また、「特定多国籍企業グループ等」に属する内国法人のうち、国際最低課税残余額がある場合には、原則として、対象会計年度終了の日の翌日から 1 年 3 か月以内に「国際最低課税残余額確定申告書」を提出し、資本金等が 1 億円を超える法人に対しては、電子申告が義務付けられている（法 82 の 14①・②、82 の 15～17）。

(2) QDMTT の創設

QDMTT は、「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税」として国内法化された。Pillar 2 における課税順位は、(1) QDMTT、(2) IIR、(3) UTPR の順であり、自国で QDMTT を導入している場合には、他国による IIR・UTPR 課税より優先してトップアップ税額を確保できることから、QDMTT は、日本で発生した低課税所得については、日本において 15%まで追加課税を行う制度として重要な機能を果たす。

適用対象は、公共法人を除く「特定多国籍企業グループ等」に属する日本所在の構成会社等および共同支配会社等であり、日本国内に PE を有する外国法人についても対象とされる（法 4①・③、6 の 4、8 の 3）。

国内最低課税額は、日本所在の構成会社等の国内実効税率が 15%を下回る場合に、国内グループ純所得から実質ベースの所得除外額を控除した残額に対して、15%と国内実効税率との差を乗じて算定される（法 82 の 19②一イ）。実質ベースの所得除外額の原則 5%と経過措置については、IIR と同様の措置が採られる。

国内グループ純所得は、日本所在の構成会社等の所得の合計額から損失の合計額を控除した金額であり、国内 ETR は、国内調整後対象租税額の合計額を国内グループ純所得で除して算定される。ここでいう「国内調整後対象租税額」とは、日本を所在地国とする構成会社等が負担する法人税等について、Pillar 2 の計算ルールに基づき、繰延税金や一定の調整項目を反映した

後の税額をいう。すなわち、単なる法人税額ではなく、GloBE ルール上の ETR を適切に算定するために調整された税負担額である。

最終的な国内最低課税額は、過年度の税額修正等に対応する再計算グループ国内最低課税額や、投資会社等の未分配所得に対応する未分配所得国内最低課税額を加減算することによって算定される（法 82 の 19②）。各対象会計年度の法人税額は、国内最低課税額に 100 分の 75.3 の税率を乗じて算定され、申告については、UTPR と同様である（法 82 の 21～82 の 25、145 の 8・9）。

5. QDMTT・CFC 税制の制度的整合性

Pillar 2 における IIR と CFC 税制は共通する部分を有するが、Pillar 2 は、CFC 税制の理念を多国間ベースに拡張し、合意された 15%の水準を各国で統一的に確保する国際的枠組みである。ただし、Pillar 2 は多国間協調に基づく国際的準則として各国で実装される制度であり、両者は理念を共有しつつも、判定基準・適用範囲・国際的拘束力が異なるので、制度的整合性が求められる。

前述したとおり、令和 7 年度税制改正により QDMTT が導入され、IIR が国内法として整備されたものの、その内容はあくまで Pillar 2 の施行に支障のない範囲での限定的な措置に止まっている。そのために、低税率国・地域の子会社所得に対して CFC 課税と IIR によるトップアップ課税が並存し、重複して課され得る構造は依然として解消されていない。

たとえば、日本企業が当該国に子会社を保有している場合、従来どおり CFC 税制に基づき留保所得が合算課税される一方、Pillar 2 に基づく IIR によってもトップアップ課税が生じ得る。結果として、「同一所得に対して二重の合算課税が発生する可能性」（同一所得について、CFC 課税と IIR によるトップアップ課税が重層的に適用され得る可能性）は現行制度下では完全に排除されていない。したがって、CFC 税制と IIR の併存は制度的重複と運用上の不確実性を生み出しており、両制度の適用順位・所得区分の整理・外国税額控除の扱いなどの問題が顕

在化している。

次に、OECD が定める課税適用の順序との整合性に関しては、前述のとおり、トップアップ課税は (1) QDMTT、(2) IIR、(3) UTPR の順で適用されることが明示されているが、わが国の CFC 税制はこの国際的階層構造には組み込まれていないことから、国内法上の CFC 税制と Pillar 2 の適用関係をどのように整理するかは、立法的検討を要する重要な課題である。特に、CFC 税制を IIR とどのように接続するかに関する検討は、二重課税回避および国際的整合性の確保の観点から不可欠である。

さらに、ETR の算定方法の相違も企業実務に重大な影響を及ぼす。具体的には、CFC 税制が、従来、低課税国・地域における「租税負担割合基準」(現行、20%) に準拠してきたのに対し、Pillar 2 の GloBE ルールでは、会計基準に基づく税効果会計を基礎とした ETR が採用されている。この結果、企業は財務会計・税務会計双方で別個の ETR を算定する手間が生じ、情報収集とそれに伴うデータ整備や内部統制の負担が大幅に増大する。とりわけ、日本基準と IFRS の計上差異や繰延税金資産・負債の取扱いを巡り、国際的な GloBE 情報申告 (GIR) との整合を図ることは、企業の実務負担を著しく増大させる要因となるが、ETR 算定方法の差異については未解消のままである。

Pillar 2 の IIR・UTPR・QDMTT と従来型の CFC 税制が併存する現状に鑑み、自由民主党・公明党により公表された『令和7年度税制改正大綱』(15頁) が「第2の柱の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ必要な検討を行う」と主張したように、CFC 税制の包括的再設計は不可避である。

とりわけ、CFC 税制と Pillar 2 の役割分担の明確化は早期に行われるべきである。Pillar 2 の適用対象となる巨大 MNE については、低税率対策機能を原則として IIR・QDMTT に委ね、CFC 税制をパッシブ所得の偏重や明白な租税回避事案に限定して適用するなど、制度の重複を解消すべきである。一方で、Pillar 2 の適用対象外である中堅企業や未上場グループに対しては、引き続き CFC 税制を「国内版ミニマム課

税」として位置づけ、簡素かつ実務的な制度に整理する必要がある。

その際、アジア地域へのアウトバウンド展開の実態を踏まえたセーフハーバーの拡充が重要となる。日本企業の海外進出は、ASEAN、中国、インド等を拠点とする製造・販売・サービスの事業実体や実需に基づくものも多い。そのために、Pillar 2 と整合的なセーフハーバーを整備することによって、真に実体を有する海外子会社に対して過度な規制を課すことなく、CFC 税制・Pillar 2 に係る二重のストレスからは極力解放されるべきである。

このように、Pillar 2 の実装を契機として、わが国の国際課税制度は重大な転換点を迎えている。CFC 税制に関しては、巨大な MNE 向けの国際ルールとの役割分担、中堅企業向けの簡素化、アジア投資を踏まえた実体重視型セーフハーバーに基づく再設計が重要であり、わが国が BEPS プロジェクトの主要参加国として国際的信頼を維持しつつ、日本企業の競争条件を確保するためにも、CFC 税制の戦略的再構築は喫緊の政策課題である。

IV. むすび

グローバル・ミニマム課税を提案した Pillar 2 における IIR は、国際的に大規模に事業活動を行っている MNE の子会社の租税負担が 15% に満たない場合には、親会社所在国等が当該親会社に課税できる制度であり、わが国では、令和5年度税制改正により創設された。UTPR は、IIR とは反対に、親会社の租税負担が 15% に満たない場合には、子会社所在国等が当該子会社に課税できる制度であり、わが国では、令和7年度税制改正時に導入されている。さらに、令和7年度税制改正時には、MNE グループに属し、自国内に所在する会社に対して、自国での ETR が 15% に達するまで課税できる QDMTT も創設された。グローバル・ミニマム課税を構成する三つの課税制度は、わが国では着実に立法化されている⁽⁴⁾。

Pillar 2 の導入は、わが国の国際課税制度にとって単なる新税の創設ではなく、CFC 税制を

はじめとする既存租税制度との関係を再構築する契機となっている。とりわけ、国際租税回避対策の中心的役割を担ってきた CFC 税制の位置づけを相対化し、その機能を補完的最低課税制度へと転換させる観点から、歴史的にも重要な立法化である。

今後は、国際的な最低課税制度と国内制度との調和を図りながら、租税回避の防止、企業の予見可能性の確保および国際競争力の維持をいかに両立させるかが重要な課題となる。わが国が BEPS プロジェクトの主要参加国として国際的信頼を維持しつつ、持続可能な国際課税制度を構築していくためには、Pillar 2 と CFC 税制の戦略的な再設計が今後の立法政策において不可欠である。

【注】

- (1) GAFA に代表されるプラットフォーム (platformer) が、アイルランドに 2 つの子会社を配置し、かつ、アイルランドと租税条約 (tax treaty) を締結しているオランダの子会社を「導管会社」(conduit company: トンネル会社と通称されている) として介在させることによって、軽課税国等のタックス・ヘイブン (tax haven) に巨額の利益を移転し、過度に法人税の逃避を図る「ダブルアイリッシュ・ウィズ・ダッチサンドウィッチ」(Double Irish with a Dutch Sandwich) と呼ばれる逃税スキームを活用していた (菊谷 [2016] 157 頁)。
- (2) 2015 年 10 月に公表された「BEPS 最終報告書」では、「国際的二重非課税」に対抗する「BEPS 行動計画」(以下、「行動計画」という) の課題は次のようなテーマであった。
「行動計画 1」デジタル経済の課税上の課題への対応 (Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy)
「行動計画 2」ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 (Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements)
「行動計画 3」効果的な非支配外国法人税制の設計 (Designing Effective Controlled Foreign Company Rules)
「行動計画 4」利子控除およびその他の金融支払いを含む税源浸食の制限 (Limiting Base Erosion In-

volving Interest Deductions and Other Financial Payments)

「行動計画 5」透明性・実質性を考慮した有害税制への効果的な対抗措置 (Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance)

「行動計画 6」不適切な状況下における租税条約の乱用防止 (Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances)

「行動計画 7」恒久的施設認定の人為的回避の防止 (Preventing the Artificial Avoidance of Permanent Establishment Status)

「行動計画 8～10」価値創造を伴う成果に対する移転価格設定の調整 (Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation)

「行動計画 11」BEPS データの測定とモニタリング (Measuring and Monitoring BEPS)

「行動計画 12」義務的開示制度 (Mandatory Disclosure Rules)

「行動計画 13」移転価格設定の文書化と国別報告 (Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting)

「行動計画 14」紛争解決の効果的手法 (Making Dispute Resolution Mechanisms More Effective)

「行動計画 15」二国間租税条約を多数国間協定に改変する展開 (Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties)

- (3) わが国の法定実効税率は、法人税 (国税) に加え、利益を課税標準とする地方税である法人住民税および法人事業税を合算して算定される。このために、法人税の名目税率を 23.2% とした場合、利益課税ベースの法人実効税率は 29.377% (おおよそ 30%) となる (菊谷 [2018] 67 頁)。算式は次のとおりである。

$$\text{実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

ただし、外形標準課税の適用対象となる大法人 (資本金 1 億円超) については、事業税のうち外形標準課税部分が利益課税ではないため、法定実効税率の算定に含めない点に留意が必要である。

一方、英国のように、地方税が固定資産税と住民税の性格を併せ持つ「カウンシル・タックス (coun-

cil tax)」のみで構成され、利益に対する地方税を有しない国では、法定実効税率は法人税の法定名目税率とほぼ一致する。このように、ETR の構造は各国固有の税体系に依存しており、国際比較には制度的背景への理解が不可欠である（菊谷 [2022] 13 頁）。

- (4) わが国では、グローバル・ミニマム課税制度は着実に立法化されているが、米国のトランプ大統領は 2025 年 1 月 20 日就任の直後に、「デジタル課税」や「最低法人税率の導入」を提案する OECD 主導の議論から事実上離脱する大統領令（executive order）を出した（日本経済新聞、2025 年 2 月 28 日）。5 月には、最低税率ルールを導入する国の個人・企業に対して段階的に税率を引き上げる「報復税」を盛り込んだ法案が米下院で可決した。最終的に G7 が米国の現行税制を国際ルールに整合していると認定したので、米国も「報復税」を見送ることで折り合いがついた。しかも、2026 年 1 月 5 日には、OECD がルール改正で合意したと発表している。国家間の対立はいったん収束しても、BEPS 対策の実効性は米国の動向に左右されることになった（日本経済新聞、2026 年 1 月 16 日）。

参考文献

- Cobham, Alex et al. [2021] Working Paper “A Practical Proposal to End Corporate Tax Abuse: METR, a Minimum Effective Tax Rate for Multinationals”, Institute of Economic Studies Charles University.
- Enache, Cristina [2024] “Corporate Tax Rates Around the World, 2024”, Tax Foundation 2024, December 17 (https://taxfoundation.org/data/all/global/corporate-tax-rates-by-country-2022/?utm_source=chatgpt.com).
- 川田 剛 [1997] 『国際課税の基礎知識〔四訂版〕』税務経理協会。
- 菊谷正人 [1997] 『多国籍企業会計論』創成社。
- 菊谷正人 [2016] 『『パナマ文書』と国外財産調査制度の強化』『税経通信』第 71 巻第 11 号。
- 菊谷正人 [2018] 『税制革命〔改訂版〕』税務経理協会。
- 菊谷正人 [2022] 「最低法人税率の全世界的導入 — BEPS に関する OECD / G20 包摂的枠組の成果 —」『イノベーション・マネジメント』第 19 号。
- 国税庁 [2023] 『グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし』。
- 国税庁 [2025] 『グローバル・ミニマム課税への対応に関する改正のあらまし (2)』。
- 水野 雅 [2025] 「国際課税に関する改正について」『租税研究』909 号。
- OECD [2020] *Tax Challenges Arising from Digitalisation — Report on the Pillar Two Blueprint: Inclusive Framework on BEPS*, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing.
- OECD [2021a] *Addressing the tax challenges arising from the digitalisation of the economy*, OECD Publishing.
- OECD [2021b] OECD Home > Newsroom > “International community strikes a ground-breaking tax deal for the digital age”, OECD Publishing.
- OECD [2021c] *OECD Secretary-General Tax Report G20 Finance Ministers and Central Bank Governors*, OECD Publishing.
- OECD [2021d] *Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from Digitalisation of the Economy*, OECD Publishing.
- OECD/G20 [2021e] *Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two): Inclusive Framework on BEPS*, OECD Publishing.
- OECD [2022] *Safe Harbours and Penalty Relief: Global Anti-Base Erosion Rules (Pillar Two)*, OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS, OECD Publishing.
- OECD [2023a] *Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Administrative Guidance on the Global Anti Base Erosion Model Rules (Pillar Two)*, July 2023, OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS, OECD Publishing.
- OECD [2023b] *International community adopts multilateral convention to facilitate implementation of the global minimum tax Subject to Tax Rule*, October 2023, OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS, OECD Publishing.
- OECD [2023c] *Pillar Two – GloBE Rules: Key Operating Provisions (Fact Sheet)*, OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS, OECD Publishing.
- OECD [2025a] *OECD Secretary-General Tax Report to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors*

G20 South Africa, October 2025, DECD/G20 Inclusive Framework on BEPS, OECD Publishing.

OECD [2025b] *Corporate Tax Statistics 2025*, OECD Publishing.

吉村政穂 [2022] 「第 2 の柱は租税競争に『底』を設けることに成功するのか? — 適格国内ミニマムトップ

アップ税 (Qualified Domestic Minimum Top Tax) がもたらす変容」『税研』224 号。

吉村政穂 [2023] 「令和 5 年度税制改正の評価と検討 法人課税・国際課税」『税研』229 号。

吉村政穂 [2025] 「令和 7 年度税制改正の評価と検討 国際課税」『税研』241 号。